

徳島県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
那賀川土地改良区

- 二 就任役員

理事	役員名	氏名	住所
		表原立磨	阿南市富岡町あ石二七四